

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年8月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
-----------------	----

国民年金関係	3件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401325 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500022 号

第 1 結論

昭和 61 年 4 月から平成元年 4 月までの請求期間及び平成 2 年 6 月から平成 4 年 10 月までの請求期間については、国民年金第 3 号被保険者期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から平成元年 4 月まで
② 平成 2 年 6 月から平成 4 年 10 月まで

私は、昭和 58 年に夫（以下「元夫」という。）と結婚し、平成 4 年に離婚するまでの約 10 年間は、元夫の被扶養者であった。国民年金の加入手続や国民年金第 3 号被保険者（以下「第 3 号被保険者」という。）に係る手続についての記憶はないが、元夫の勤務先から支給された健康保険証を持って通院していたことを記憶しているので、請求期間は第 3 号被保険者のはずである。調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金法（以下「法」という。）は、第 3 号被保険者の資格について、国民年金第 2 号被保険者（以下「第 2 号被保険者」という。）の配偶者であって主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持しているもの（第 2 号被保険者であるものを除く。）のうち 20 歳以上 60 歳未満のものと規定している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①及び②において、法が規定する第 3 号被保険者の資格要件を満たしていないことが確認できるため、制度上、第 3 号被保険者になることはできない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者が第 3 号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2500128 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（国）第 2500021 号

第 1 結論

昭和 42 年*月から昭和 45 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 22 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 昭和 42 年*月から昭和 45 年 3 月まで

私は、17 歳の時から 6 年間、A 市の理髪店にインターンとして勤務していたが、20 歳になった時に理髪店の店主から国民年金に加入するよう勧められたことから、A 市役所の B 出張所で国民年金の加入手続きを行い、最初の数回は同出張所で国民年金保険料を納付し、その後は C 銀行 D 支店で国民年金保険料を納付していた。いずれも納付期限までに納付していたが、請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間当時勤務していた理髪店の店主に勧められ、20 歳になった昭和 42 年*月頃に A 市役所の B 出張所で国民年金の加入手続きを行った後、最初の数回は同出張所で国民年金保険料を納付し、その後は C 銀行 D 支店で国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者の主張のとおり、A 市で国民年金の加入手続きをした場合は、同市の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されるところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して A 市において払い出されたと推認できる国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、A 市を管轄していた E 県国民年金担当課（当時）の国民年金受付処理簿により、昭和 42 年*月*日から昭和 43 年*月*日までの期間に同市へ払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名について目視確認を行ったものの、請求者の氏名を確認することはできない。

さらに、A 市は、請求期間当時の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況を確認することができる資料は、保存年限を経過しているため保管していない旨回答している。

一方、請求者の昭和 42 年*月*日を資格取得年月日とする国民年金番号「*」は、国民年金手帳記号番号払出簿及び年金情報総合管理・照合システムにおける国民年金払出簿縦覧検索

並びに年金手帳に記載された住所によりF市において払い出されていることが確認でき、同払出簿及び前後の任意加入被保険者に係る資格取得年月日により、国民年金の加入手続は昭和45年3月頃に行われたものと推認できるところ、同市の記載がある年度別納付状況リストにおいて請求期間に係る国民年金保険料の納付は確認できない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500129 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500023 号

第 1 結論

平成 6 年 * 月から平成 9 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 * 月から平成 9 年 3 月まで

請求期間当時、私は学生であり、一人暮らしをしていたため、実家に住んでいた母親が、平成 6 年 * 月頃に A 市 B 区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、銀行で請求期間の国民年金保険料を毎月納付してくれていた。しかしながら、請求期間が国民年金保険料の未納期間とされている。一方、私の夫にも国民年金の未納期間があったが、基礎年金番号とは別の番号で管理されていた年金記録が見つかり、当該未納期間が納付済期間に訂正された。私についても現在の基礎年金番号とは別の番号があると思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金の加入手続き及び請求期間に係る国民年金保険料の納付を母親が行ってくれていた旨主張しているところ、請求者の母親は、平成 6 年 * 月頃に請求者の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を C 銀行や D 銀行（現在は、E 銀行）F 支店で毎月納付していた旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録により、請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の入力処理が平成 14 年 1 月 25 日に遡って行われていることが確認できることから、国民年金の加入手続き時期は同年 1 月頃であると推認でき、請求者の母親が主張する加入手続き時期と一致しない上、当該加入手続きが行われるまで請求者は国民年金に未加入であるため、制度上、請求期間に国民年金保険料の納付書は発行されず、当該期間の保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、平成 9 年 4 月 30 日に付番された現在の基礎年金番号「*」とは別の基礎年金番号が付番された形跡もない。

さらに、C銀行における国民年金保険料の領収済通知書の調査が可能な期間は過去5年間であり、E銀行F支店も、保存期間経過により請求期間当時の国民年金保険料の納付に係る資料はない旨回答していることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、請求者が請求期間当時に住民登録していたA市は、請求期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が確認できる資料は保管されていない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。